平成２１年（フ）第９６７号
熊本県下益城郡城南町大字高429番地５
債務者　鍬名　洋幸
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第９７５号
熊本市水前寺２丁目20番25　メゾンド水前寺305号
債務者　安武　直子
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第９８７号
熊本県上益城郡益城町大字上陳389番地４
債務者　西村　誠二
1　決定年月日時　平成21年12月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１０４３号
熊本市南高江６丁目14番32号
債務者　上田亜里沙
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１０５１号
熊本市楠５丁目７番７―547号
債務者　岩川晃士郎
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１０５７号
熊本市桜木４丁目３番13号
債務者　染川ホナミ
1　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１０６７号
熊本県宇土市入地町77番地９
債務者　原田あゆ美
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２７０号
福島県いわき市内郷内町立町35番地　市営住宅１－３
債務者　小倉　知美（旧姓西内）
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第２８７２号
横浜市金沢区釜利谷西１丁目13番16号　コーポラス夏山102号室
債務者　佐藤加代子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９０６号
横浜市港北区高田東１丁目２番４号
債務者　野田　洋介
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９０７号
横浜市港北区高田東１丁目２番４号
債務者　野田　守代
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３０５４号
横浜市保土ケ谷区川辺町２番地２　パイロットハウス星川Ａ―303号
債務者　草野真紀子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１３３号
神奈川県鎌倉市浄明寺２丁目２番21号
債務者　西山　正雄
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２３６号
神奈川県鎌倉市笛田４丁目４番９号　光荘３号室
債務者　高比良キミ子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２８９号
神奈川県綾瀬市上土棚中３丁目11番87―302号
債務者　高橋　　翔
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２９０号
神奈川県綾瀬市上土棚中３丁目11番87―302号
債務者　高橋　真季（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３３０８号
神奈川県茅ヶ崎市浜見平１番２―405号
債務者　大澤　　学
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部